

喜多方市障がい者地域生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）第77条及びその他厚生労働省令の規定に基づき、障がい者、障がい児並びに難病患者（以下「障がい者等」という。）及びその家族に対する支援の実施について必要な事項を定め、自立の促進、生活の改善及び身体機能の維持向上等を図ることにより、障がい者等及びその家族の福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、喜多方市とする。ただし、市長は、利用の決定、支援の内容、費用負担の決定を除き、この事業の一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(利用対象者等)

第3条 この事業の対象者及び対象事業所は、次のとおりとする。ただし、実施事業の内容により対象者等が異なることから、詳細については別に定めるものとする。

(1) 地域において生活支援を必要とする障がい者等及びその家族。ただし、障がいの状態により法の規定による介護給付、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付又は他制度による給付等により同様のサービスを受ける場合を除く。

(2) 市内に所在し、福祉の増進を目的とする事業を実施する事業所。

(サービス提供の指針)

第4条 市長は、この要綱によるサービスの提供にあたり、前条に規定する対象者について相談受付票（様式第1号）及び利用者状況調書（様式第2号）により、あらかじめ身体状況等を調査し、次条に規定するサービスの必要性を検討し、総合的なサービスの調整と提供に努めるものとする。

2 市長は、必要に応じて地域ケア会議等を開催し、障がい者等及びその家族から意見を聞くとともに、各関係機関からの意見を聴取し、事業の参考とすることができるものとする。

(事業の内容)

第5条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 相談支援事業 | (別記1) |
| (2) 意志疎通支援事業 | (別記2) |
| (3) 日常生活用具給付事業 | (別記3) |
| (4) 移動支援事業 | (別記4) |
| (5) 地域活動支援センター事業 | (別記5) |
| (6) 福祉ホーム事業 | (別記6) |
| (7) 日中一時支援事業 | (別記7) |
| (8) 生活サポート事業 | (別記8) |
| (9) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 | (別記9) |
| (10) 社会参加促進事業 | (別記10) |
| (11) 訪問入浴サービス事業 | (別記11) |

(利用の申請)

第6条 この事業の利用を希望する者は、障がい者地域生活支援事業利用申請書(様式第3号)により、市長に申請するものとする。ただし、市長が緊急を要すると認める場合にあっては、利用申請書の提出は事後でも差支えないものとする。

(決定の通知等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、第4条の規定に基づき、速やかに実態を調査して利用の可否を決定し、その結果を障がい者地域生活支援事業利用(決定・却下・変更)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する調査又は利用決定に際し、必要があると認める場合においては、利用者又は申請者に対し、診断書等の必要な書類の提出を求めることができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により利用を決定したときは、サービスの種類に応じ第2条に規定する委託先等にサービス提供依頼書(様式第5号)及び利用者状況調書(様式第2号)を通知するものとする。

(利用者の実態把握)

第8条 市長は利用決定を受けた者について定期的にその実態を調査し、身体状況等の把握に努めるものとする。

(変更等)

第9条 利用者又その介護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに障がい者地域生活支援事業利用変更(廃止)届(様式第6号)により市長に届け出るものとする。

- (1) 利用者が対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者が死亡したとき。
- (3) その他申請時の内容に変更が生じたとき。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、委託先等又は関係機関等に速やかに変更の内容等を通知するものとする。

3 第8条の規定による実態把握の結果、利用を決定したサービスの種類等に変更が認められた場合は、障がい者地域生活支援事業利用(決定・却下・変更)通知書(様式第4号)により、利用者に通知するものとする。

(費用の負担)

第10条 利用者は、提供を受けるサービスの区分に応じ別表1に掲げる費用を負担するものとする。

2 ただし、前項に定める負担額の徴収にあっては、利用者等の家計に与える影響その他事情を勘案し、別表2に掲げる額を負担上限月額とする。

(関係機関との調整)

第11条 市長は、この事業実施にあたり、常に県関係機関及びこの事業を委託する関係市町村との連携を密にするとともに、事業受託者との連絡調整を充分行いながら、事業の円滑な実施に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、障がい者地域生活支援事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 10 条関係)

区 分	利 用 者 負 担 額
相談支援事業	無料 成年後見制度利用支援事業については、裁判所の決定により費用弁償が生じる場合がある
日常生活用具給付事業	給付に係る費用の 1 割相当額
移動支援事業	サービス提供に係る費用の 1 割相当額 ※タクシー料金助成事業については無料とする
地域活動支援センター事業	サービス提供に係る費用の 1 割相当額
福祉ホーム事業	無料
日中一時支援事業	サービス提供に係る費用の 1 割相当額
生活サポート事業	サービス提供に係る費用の 1 割相当額
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	無料
社会参加促進事業	無料
訪問入浴サービス事業	サービス提供に係る費用の 1 割相当額

※ 上記にかかわらず、居住費、光熱水費、食費等実費額については、委託事業者との契約により、利

用者において負担するものとする。

別表 2 (第 10 条関係)

(単位 : 円)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護法による被保護世帯	0
低所得	市町村民税世帯非課税者	0
一般 1	市町村民税課税世帯に属する者のうち市町村民税所得割額が 16 万円（障害児にあっては 28 万円）未満の者	障がい児 4,600 – (A)
		障がい者 9,300 – (A)
一般 2	市町村民税課税世帯に属する者のうち一般 1 に該当しない者	37,200 – (A)

(注 1) (A) はサービス利用当月分における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法の障害福祉サービス自己負担額をいう。

(注 2) 課税状況及び世帯の収入状況の取扱いについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条又は児童福祉法律施行令第 24 条に準ずるものとする。

(注 3) 上記にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法の障害福祉サービス受給者については、当該月額負担上限額から (A) を差し引いた額を別表 2 の月額負担上限額とする。

相談支援事業

①相談支援事業

1 事業の概要

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等及びその家族からの相談に応じ、情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用に関する必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、並びに障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

2 対象者

市内に住所を有し、地域において生活支援を必要とする障がい者等及びその家族とする。

3 事業内容

(1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）

- ア サービス情報の提供
- イ サービス利用の助言
- ウ 介護相談
- エ 利用申請の援助
- オ アからエまでに掲げるもののほか、必要な保健医療サービスの利用援助

(2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）

- ア 授産施設、作業所等の紹介
- イ 福祉機器の利用援助
- ウ 情報機器の使用指導
- エ 調理等の指導（料理、縫製）
- オ コミュニケーションの支援（代筆、代読等）
- カ 外出の支援
- キ 移動の支援
- ク 住宅改修の助言
- ケ 住宅の紹介
- コ 生活情報の提供（交通、ホテル、買い物、映画、音楽等）
- サ アからコまでに掲げるもののほか、必要な支援等

(3) 社会生活力を高めるための支援（社会訓練プログラム等の実施等）

- ア 自分と障がいについての理解
- イ 家族関係、人間関係
- ウ 介助サービスと介助者
- エ 身だしなみ
- オ 健康管理
- カ 家事、家庭管理
- キ 金銭管理
- ク 安全管理

- ケ 生活情報の活用
- コ 交通・移動手段の利用
- サ 趣味、余暇支援
- シ アからサまでに掲げるもののほか、必要な支援等

(4) ピアカウンセリング

障がい者自身がカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を行う。

(5) 権利の擁護のために必要な援助

障がい者の人権及び権利の擁護に関する相談に対応して、必要な助言を行い、内容に応じて弁護士等による専門的な相談対応するほか、必要に応じて他専門機関の紹介、取次ぎ等を行う。

(6) 専門機関の紹介

障がい者のニーズに応じ、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、職業安定所、医療機関、及び保健所等専門機関の紹介。

4 職員の配置等

相談支援事業の実施者は、生活支援事業を行うため次のいずれかに該当する者を常勤（専従）で配置するものとする。

- (1) 社会福祉士等のソーシャルワーカーで障がい者等の相談・援助業務の経験がある者
- (2) 保健師、理学療法士、作業療法士等で障がい者等の相談・援助業務の経験がある者

また、事業を効果的に実施するため、専門的技術を有する者（社会福祉士、介護福祉士、医師、保健師、理学療法士、作業療法士、建築士、エンジニア等）を必要に応じ配置するものとする。

5 事業実施上の遵守事項

- (1) 事業に従事する者は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 事業に従事する者は、事業の果たすべき役割の重要性にかんがみ、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、生活支援技術の向上を図るために自己研鑽に努めるものとする。

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業の内容及び実施方法については、喜多方市成年後見制度利用支援事業要綱（平成18年10月1日施行）の定めるところによる。

(別記 2)

意志疎通支援事業

意志疎通支援事業の内容は、聴覚障がい者及び音声言語障がい者の社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うための手話通訳者派遣事業とし、その内容及び実施方法については、喜多方市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成 19 年 10 月 1 日施行）の定めるところによる。

日常生活用具給付等事業

1 事業の目的

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の利便を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 用具の種目及び給付等の対象者

給付等の対象となる用具の種目は別紙に掲げる用具（以下「別表」という。）とし、その対象者は、市内に住所を有する障がい者等であって、別表の「対象者」欄に掲げる当該用具の給付または貸与を必要とする者とする。

3 事業内容

日常生活上の便宜を図るため、次の6種の用具のうち、別表に定める用具を給付又は貸与するものとする。

（1）介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

（2）自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの入浴、食事、移動などを支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

（3）在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

（4）情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

（5）排泄管理支援用具

ストマ用装具などの排泄管理を支援する衛生用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

（6）居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

別 表

日常生活用具種別

(単位：円)

種 目	対 象 者	上限額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	8年
	1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい者（電動の特殊寝台については、原則として手動の特殊寝台では傾斜角度の調整が困難なもの） 2) 難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの		
	特殊マット	19,600	5年
	1) 下肢又は体幹機能障害 1 級の障がい者（常時介護を要するもの） 2) 重度の知的障がい児・者及び下肢又は体幹機能障害 1・2 級の障がい児（原則 3 歳以上） 3) 難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの		
	特殊尿器	67,000	5年
	1) 下肢又は体幹機能障害 1 級の障がい児・者（原則として学齢児以上で常時介護を要するもの） 2) 難病患者等であって自力で排尿できないもの		
	入浴担架	82,400	5年
	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい児・者（原則として 3 歳以上で入浴にあたって家族等他人の介護を要するもの）		
体位変換器	1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい児・者（原則として学齢児以上で下着交換等にあたって家族等他人の介護を要するもの） 2) 難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	15,000	5年
移動用リフト	1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい児・者（原則として 3 歳以上のもの） 2) 難病患者等であって下肢又は体幹機能に障害のあるもの	159,000	4年
訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい児（原則として 3 歳以上のもの）	33,100	5年

	訓練用ベッド	1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい児・者 (原則として学齢児以上のもの) 2) 難病患者等であって下肢又は体幹機能に障害のあるもの	159,200	3年
自立生活支援用具	入浴補助用具	1) 下肢又は体幹機能障害児・者であって、入浴に介助を要するもの (原則として 3 歳以上のもの) 2) 難病患者等であって入浴に介助を要するもの	90,000	8年
	便器	1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障がい児・者 (原則として学齢児以上のもの) 2) 難病患者等であって常時介護を要するもの	4,450	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいがあると認められるもの	3,150	3年
	移動・移乗支援用具	1) 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいを有し家庭内の移動等において介助を必要とする児・者 (原則として 3 歳以上のもの) 2) 難病患者等であって下肢が不自由なもの	60,000	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者	37,853	3年
	特殊便器	1) 上肢機能障害 2 級以上の障がい者又は重度の知的障がい児・者、上肢機能障害 2 級以上の障がい児で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの (原則として学齢児以上のもの) 2) 難病患者等であって上肢機能に障害のあるもの	151,200	8年
	火災警報器	身体障害等級 2 級以上の障がい児・者又は重度の知的障がい児・者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500	8年

	自動消火器	1) 身体障害等級 2 級以上の障がい児・者又は重度の知的障がい児・者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 2) 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700	8年
	電磁調理器	1) 視覚障害 2 級以上の障がい児・者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 2) 18 歳以上の重度の知的障がい者	41,000	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の障がい児・者（原則として学齢児以上のもの）	7,000	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上の障がい者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	87,400	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎機能障害 3 級以上の障がい児・者で、自己連続携行式腹膜かん流法（C A P D）による透析療法を受けているもの（原則 3 歳以上のもの）	51,500	5年
	ネブライザー（吸入器）	1) 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障がい児・者で、必要と認められるもの（原則学齢児以上のもの） 2) 難病患者等であって呼吸器機能に障がいのあるもの	36,000	5年
	電気式たん吸引器	1) 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障がい児・者で、必要と認められるもの（原則学齢児以上のもの） 2) 難病患者等であって呼吸器機能に障がいのあるもの	56,400	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行っている障がい者	17,000	10年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上の障がい児・者で原則として学齢児以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	9,000	5年
	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上の障がい者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18,000	5年

	動脈血中酸素飽和度数測定器（パルスオキシメータ一）	1) 呼吸機能又は心臓機能の障がいがあるものであって、在宅酸素療法を行うものまたは人工呼吸器を装着するもの 2) 前号に掲げる者と同程度の障がいがあると認められるもの	157,500	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障がいを有するもの（原則として学齢児以上のもの）	98,800	5年
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害2級以上の障がい児・者又は言語・上肢機能複合障害2級以上の障がい児・者もしくは、視覚障害2級以上の障がい児・者で文字を書くのが困難なもの（原則学齢児以上のもの）	118,500	8年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって必要と認められるもの	383,500	6年
	点字器	視覚障害2級以上の障がい者（原則として就学・就労しているか就労が見込まれるもの）	10,400	6年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の障がい児・者（原則として就学・就労しているか就労が見込まれるもの）	63,100	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の障がい児・者（原則として学齢児以上のもの）	89,800	6年
	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	視覚障害2級以上の障がい児・者（原則として学齢児以上のもの）	115,000	6年
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障害児・者であって、本装置によって文字等を読むことが可能となるもの（原則として学齢児以上のもの）	198,000	8年
	盲人用時計	視覚障害2級以上の障がい者（音声式は手指の感覚に障がいがある等のため、触読式の使用が困難なものを原則とする）	13,300	10年

	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障がいを有するものであって、コミュニケーション・緊急連絡の手段として必要と認められるもの（原則として学齢児以上のもの）	71,000	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障害児・者のうち、必要と認められるもの	88,900	6年
	人工喉頭	喉頭摘出者又は発生筋麻痺等により音声を発することが困難なもの	72,203	5年
	点字図書	主に情報入手を点字によって行っている障がい児・者	点字図書と一般図書との差額	1年につき6タイトル又は24巻
排泄管理支援用具	ストマ装具	直腸機能障害児・者であって腸管ストマを増設しているもの	1月あたり畜便袋	8,858 1月
		ぼうこう機能障害児・者であつて尿路ストマを増設しているもの	畜尿袋	11,639 1月
	収尿器	高度の排尿機能障がい者		8,500 1年
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	居宅生活動作補助用具	1) 下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する学齢児以上の身体障がい児・者であって障害等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害2級以上のもの） 2) 難病患者等であって下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	200,000	原則として1回限り

※ 情報・通信支援用具とは、障がい者向けのパソコンコンピューター周辺機器やアプリケーションソフトをいう。

移動支援事業

① 外出支援事業

1 事業の目的

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

2 対象者

市内に住所を有する障がい者等であって、移動に関する支援を必要とすると市長が認めた者（ただし、事業実施機関において処遇することが困難な医療を必要とする者等を除く。）とする。

3 事業内容

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加の際の移動（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）を支援する。

4 事業委託機関

- (1) 法における指定居宅介護事業所
- (2) 法における喜多方市地域生活支援事業委託事業所
- (3) 旧支援費制度における指定移動介護事業所

なお、ガイドヘルパー養成講座を終了した者がサービスを提供するものとする。

5 利用の契約

委託事業者は、サービスの開始に際し、あらかじめ利用者等に対し、当該利用者のサービス等の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

6 委託料

実施団体における委託料の額は、事業実施1回につき下記のとおりとする。

利用時間 (時 間)	基 準 額 (円)	
	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
0. 5時間以下	2, 540円	1, 050円
1. 0時間以下	4, 020円	1, 970円
1. 5時間以下	5, 840円	2, 760円
2. 0時間以下	6, 670円	1.5時間を超えた場合 30分ごとに700円を加算
2. 5時間以下	7, 500円	
3. 0時間以下	8, 330円	
3. 0時間を超えた場合	30分ごとに830円を加算	

※ 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に移動支援を行なった場合は、1回につき所定基準額の100分25に相当する額を所定基準額に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に移動支援を行なった場合は、1回につき所定基準額の100分50に相当する額を所定基準額に加算する。

②タクシー料金助成事業

1 事業の目的

移動に困難を伴う在宅の重度障がい者がタクシーを利用する場合、そのタクシー料金の一部を助成し、当該障がい者の経済的負担の軽減を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 対象者

タクシー料金を助成する対象者は、市内に住所を有し、在宅でかつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、人工透析患者通院交通費助成及び介護保険のタクシー料金助成を受ける場合を除く。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢・体幹機能障害1級2級の者、視覚障害1級の者及び内部障害1級の者

なお、障害等級については、個々の障がい部位単独等級で判断すること。

- (2) 療育手帳の交付を受けた者で、障がいの程度がA（最重度・重度）の者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障がい程度等級が1級の者

3 事業内容

- (1) 資格の認定日は、市長が決定した日の属する月の翌月の初日（決定をした日が月の初日であるときは、その日）とする。
- (2) 助成費については、利用者が市内のハイヤー・タクシー事業所を利用した際に、重度障がい者タクシー利用券（別記様式1）（以下「利用券」という。）を運転手に渡すことにより、1枚あたり500円以内で給付を受けることができるものとし、1回の利用につき4枚までとする。
- (3) 市内のハイヤー・タクシー等事業所各社は、各月ごとに利用券をまとめて市長に請求するものとする。

4 助成額

- (1) タクシー料金の助成額は、利用券1枚あたり500円以内とし、年間2万4千円を限度とする。
- (2) 利用券については1月当たり4枚を毎年4月に12カ月分一括して交付し、年度の途中で利用決定のあったものについては、該当する月数分を利用決定時に交付するものとする。

5 事業委託機関

市内のハイヤー・タクシー各社及び介護タクシー事業者

6 経過措置

この要綱の施行の前の前日までに、合併前の喜多方市重度障害者タクシー利用助成要綱（平成3年喜多方市）又は、熱塩加納村重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業要綱（平成9年熱塩加納村）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

地域活動支援センター事業

1 事業の目的

地域で生活する障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流支援等の便宜を供与するとともに、日常的な生活相談、情報の提供等を総合的に行なうことにより、地域生活の促進を図ることを目的とする。

2 対象者

地域で生活する障がい者等のうち、地域活動支援センター利用が適当であると市長が認めた者（ただし、事業実施機関において処遇することが困難な医療を必要とする者等を除く。）とする。

3 事業内容

利用者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜(以下「基礎的事業」という。)を供与する。

(1) 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、別記1による相談支援事業を併せて実施するものとする。

(2) 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業に加え、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

(3) 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業を実施する。なお、小規模作業所等の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていることを条件とする。

4 基準利用人員

(1) 地域活動支援センターⅠ型

1日当たりの実利用人員が概ね20名以上。

(2) 地域活動支援センターⅡ型

1日当たりの実利用人員が概ね15名以上。

(3) 地域活動支援センターⅢ型

1日当たりの実利用人員が概ね10名以上。

5 事業委託機関

この事業の運営は、次に掲げる団体に委託して実施するものとする。

(1) 医療法人

(2) 社会福祉法人等の公益法人

(3) 障がい者等の福祉の増進を目的とする非営利団体のうち法人格を有するもの

6 委託先の人員配置基準

本事業の実施にあたって、以下のとおり職員を配置することとする。

(1) 地域活動支援センターⅠ型

3名以上を配置し、うち2名以上（うち1名以上専門職員（精神保健福祉士等））を常勤とする。

(2) 地域活動支援センターⅡ型

3名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。

(3) 地域活動支援センターⅢ型

2名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。

7 利用の契約

委託事業者は、サービスの開始に際し、あらかじめ利用者等に対し、当該利用者のサービス等の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

8 委託料

実施団体における委託料の額は下記のとおりとする。

事業名	月額上限額（円）	算定
地域活動支援センターⅠ型	1,000,000	通所 2,500円×利用延べ日数 相談 1,000円×延べ件数
地域活動支援センターⅡ型	750,000	通所 2,500円×利用延べ日数
地域活動支援センターⅢ型	625,000	通所 2,500円×利用延べ日数

※ なお、委託する事業所の所在が市外にある場合は協議により、基準額を別に定めるものとする。

福祉ホーム事業

1 事業の目的

社会復帰を希望し、現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする。

2 対象者

地域で生活する障がい者等のうち、社会復帰を希望し、次のすべてに該当する者であり、福祉ホーム利用が適当であると市長が認めた者（ただし、事業実施機関において処遇することが困難な医療を必要とする者等を除く。）とする。

（1）一定程度の自活能力がある者

（2）家庭環境、住宅事情等の理由により住居の確保が困難な者

3 事業の内容

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活において自立した生活ができるよう相談、助言を行なうものとする。

4 利用期限

原則として2年以内（ただし、医師等の意見を聞いた結果、利用期間の延長が必要と認められる場合は1年以内で延長可能）

5 事業委託機関

この事業の運営は、次に掲げる団体に委託して実施するものとする。

（1）医療法人

（2）社会福祉法人等の公益法人

6 委託先の設備及び運営に関する基準

施設基準については、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準に準ずるものとする。

7 利用の契約

委託事業者は、サービスの開始に際し、あらかじめ利用者等に対し、当該利用者のサービス等の選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

8 委託料

実施団体における委託料の額は下記のとおりとする。

事業名	対象経費	基準額（円）
福祉ホーム事業	施設を運営するために必要な管理人の給料、共済費、顧問医手当、修繕費、及び需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び貸借料、備品購入費	年額 2,732,040 円の うち対象延べ日数 (年度末に利用市町村による按分精算する)

※ なお、委託する事業所の所在が市外にある場合は協議により、基準額を別に定めるものとする。

(別記7)

日中一時支援事業

1 事業の目的

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

2 対象者

市内に住所を有し、日中において監護するものがいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等並びに ADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）、及び高機能自閉症等に該当する者で、市長が障がい者等と同様の支援が必要であると判断した者（ただし、事業実施機関において処遇することが困難な医療を必要とする者等を除く。）とする。

3 事業内容

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行うものとする。

4 事業委託機関

この事業の運営は、次に掲げる団体に委託して実施するものとする。

（1）社会福祉法人等の公益法人

（2）障がい者等の福祉の増進を目的とする非営利団体のうち法人格を有するもの

5 委託先の人員配置基準並びに施設基準

（1）保育士又は指導員を利用者5人あたり1名配置すること

（2）施設基準については、児童福祉法に基づく障害者通所支援事業所の基準に準ずるものとする。

6 利用の契約

委託事業者は、サービスの開始に際し、あらかじめ利用者等に対し、当該利用者のサービス等の選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

7 委託料

実施団体における委託料の額は、事業実施1回につき下記のとおりとする。

利用時間（時間）	基準額（円）
4時間以下	3,910円
8時間以下	5,320円
8時間を超えた場合	6,740円

※ なお、委託する事業所の所在が市外にある場合は協議により、基準額を別に定めるものとする。

(別記8)

生活サポート事業

1 事業の目的

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立した生活の推進を図ることを目的とする。

2 対象者

市内に住所を有し、身体上又は精神上の障がいや機能低下等により、日常生活に関する支援を必要とすると市長が認めた者（ただし、事業実施機関において処遇することが困難な医療を必要とする者等を除く。）とする。

3 事業内容

本事業において実施するサービスは、次に掲げるサービスとする。ただし、サービス提供にあてつて直接本人の日常生活の援助に属さないと判断される行為は除くものとする。

なお、原則としてサービスの提供時間は派遣1回につき1.5時間を上限とする。

(1) 家事援助に関する次の事項

- | | |
|----------------|-------------|
| ア 調理 | エ 生活必需品の買い物 |
| イ 衣服の洗濯及び補修 | オ 関係機関との連絡 |
| ウ 住居等の清掃及び整理整頓 | カ その他 |

(2) 相談助言に関する次の事項

- | |
|-----------------------|
| ア 生活、身上及び介護に関する相談及び助言 |
| イ その他必要な相談及び助言 |

4 事業委託機関

法における指定居宅介護事業者

5 事業従事者の資格等

この事業の事業従事者については、法における居宅介護従事者等養成研修を修了した者に限るものとする。

6 利用の契約

委託事業者は、サービスの開始に際し、あらかじめ利用者等に対し、当該利用者のサービス等の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

7 委託料

実施団体における委託料の額は、事業実施1回につき下記のとおりとする。

利用時間（時間）	基 準 額（円）
0.5時間以下	1,050円
1.0時間以下	1,970円
1.5時間以下	2,760円

※ 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に生活サポートを行なった場合は、1回につき所定基準額の100分25に相当する額を所定基準額に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に生活サポートを行なった場合は、1回につき所定基準額の100分50に相当する額を所定基準額に加算する。

更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

①更生訓練費給付事業

1 目的

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く）に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

2 対象者

法第19条第1項の規定による支給決定者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設の支援を受けている支給決定者である身体障がい者のうち更生訓練を受けている者並びに身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所の措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている者とする。ただし、定率負担に係る利用者負担額の生じない者、又はそれに準ずるものとして喜多方市福祉事務所長が認めたものとする。

3 支給額

更生訓練費の支給月額は、訓練のための経費（別表第1）及び通所のための経費（別表第2）を合算した額とする。

4 支給手続

（1）支給対象者が更生訓練費を受けようとする場合は、更生訓練を終了した前月分を、更生訓練を受けた日数など施設の長の証明を附した更生訓練費支給申請書（別記様式2）により、市長に申請するものとする。

（2）支給対象者は更生訓練費の支給申請、受給などの手続きを施設の長に委任することができる。この場合施設の長は、当該支給対象者から委任状をとるものとし、別記様式2に委任状を添付して申請するものとする。

5 支給の決定

市長は申請書を受理したときは、速やかに審査の上、その適否を決定し、支給に関する手続きを行うものとする。

別表第1

訓練のための経費（月額）

施設名	訓練に従事した日が15日以上の場合	訓練に従事した日が15日未満の場合
就労移行支援事業	3,150円	1,600円
自立訓練事業	3,150円	1,600円
指定視覚障害者更生施設（あん摩、はり、きゅう科）	14,800円	7,400円
指定肢体不自由者更生施設		
指定視覚障害者更生施設（あん摩、はり、きゅう科を除く。）	6,300円	3,150円
指定聴覚・言語障害者更生施設		
指定内部障害者更生施設		
指定特定身体障害者授産施設	3,150円	1,600円
指定特定身体障害者通所授産施設		
上記に関わらず、平成15年3月末日において重度身体障害者更生援護施設であったもの	2,100円	1,050円

(注) 通所者を含む

別表第2

通所のための経費（日額）

施設名	日額
就労移行支援事業	
自立訓練事業	
指定肢体不自由者更生施設	
指定視覚障害者更生施設	
指定聴覚・言語障害者更生施設	280円
指定内部障害者更生施設	
指定特定身体障害者授産施設	
指定特定身体障害者通所授産施設	

(注) 訓練のために通所した日数に乘じて得た額と支給対象者の当該月の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

②施設入所者就職支度金給付事業

1 目的

法附則第41条第1項に規定する施設に入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

2 支給対象者

- (1) 法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けた身体障がい者若しくは身体障害者福祉法第18条第2項に基づき身体障害者更生施設等に入所（通所）又は入所（通所）の委託をされ更生訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者とする。
- (2) この事業の支給回数は、1人につき1回とする。

3 就職支度金

就職支度金の上限は3万5千円とする。ただし、購入費が上限額に満たないときは、購入の額とする。

4 支給手続

- (1) 支給対象者が就職支度金の支給を受けようとする場合は、利用申請書に就職支度金申請明細書（別記様式3）及び雇用先の採用証明書又は自営の事業計画書等受給に関する証明書等を添えて当該施設を経由して市長に申請するものとする。ただし、支給対象者は就職支度金の支給手続及びその受領を書面で施設の長に委任することができるものとし、この場合において、委任を受けた施設の長は、利用申請書に就職支度金申請明細書及び雇用先の採用証明書又は自営の事業計画書等受給に関する証明書等を添えて市長に申請するものとする。
- (2) 市長は申請書を受理したときは、速やかに審査の上、その適否を決定し、支給に関する手続きを行うものとする。

5 支給方法

支給対象者の申請に基づき、退所月において現金で支給する。ただし、当該施設の長の意見を聴取し、現物で支給することができる。

6 就職支度金の使途

就職支度金は、支給対象者が就職又は自営について必要な生活用品の購入費とする。

社会参加促進事業

① 自動車運転免許取得助成事業

1 目的

障がい者が就労等に伴い自動車運転免許を取得する場合、その運転免許取得に要する経費について予算の範囲内で助成金を交付し、身体障がい者の社会参加の促進を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

2 対象者及び基準額

身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者（体幹機能障害により歩行困難な者を含む。）又は聴覚障害者が就労等社会活動への参加のため、自動車運転免許を取得する場合に、必要経費について交付するものとする。ただし、交付額は、必要経費の3分の2の額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。）又は10万円のいずれか低い方の額とする。

3 必要経費

対象となる経費は、次に掲げるものをいう。

- (1) 指定自動車教習所教習料
- (2) 自動車教習場使用料
- (3) 自動車運転教習を受けるために支出した旅費
- (4) 仮免許及び運転免許を受けるために支出した旅費

4 支給方法

- (1) 支給を受けようとするものは、指定自動車教習所に入学する前に、利用申請書に自動車運転免許取得計画（実績）書（別記様式4）を添付し、あらかじめ申請するものとする。
- (2) 市長は、利用申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行いその可否を決定し、その旨を利用決定通知書により申請者に通知するものとする。
- (3) 助成費の交付決定を受けたものは、免許取得計画書について次のいずれかに該当する場合は、利用変更申請書を市長に提出し、その承認を得るものとする。
 - ・ 自動車運転免許取得計画書の変更
 - ・ 事業の中止
- (4) 助成費の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、請求書に次の書類を添え、事業の完了した日から14日以内に市長に提出するものとする。
 - ・ 自動車運転免許取得計画（実績）書
 - ・ 運転免許証の写し
(事業年度の3月31日までに取得できなかったときは、仮免許証の写し)
 - ・ 自動車学校等の発行する領収書（受領証明書）の写し

② 自動車改造助成事業

1 目的

身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得し、改造する場合、その改造に要する経費について予算の範囲内で助成金を交付し、もって身体障がい者の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 対象者及び基準額

身体障害者手帳の交付を受けた次の要件のいずれにも該当する者が自動車を改造する場合に、必要経費について交付するものとする。ただし、交付額は、必要経費の額と 10 万円とを比較して低い方の額とする。

- (1) 上肢、下肢又は体幹機能障害者であって、その障がい等級が単独で 4 級以上の者
- (2) 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者
- (3) 改造を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の金額）が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

3 支給方法

- (1) 助成金の交付を受けようとする者は、利用申請書に次に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。
 - ・ 自動車改造計画（実績）書（別記様式 5）
 - ・ 自動車運転免許証の写し
 - ・ 見積書の写し
- (2) 市長は、利用申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、その可否を決定し、その旨を利用決定通知書により申請者に通知するものとする。
- (3) 助成金の交付決定を受けた者は、事業計画について次の各号のいずれかに該当する場合は、利用変更申請書を市長に提出し、その承認を得るものとする。
 - ・ 身体障がい者用自動車改造計画書の変更
 - ・ 見積書の変更
 - ・ 事業の中止
- (4) 助成金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、請求書に次に掲げる書類を添え、事業の完了した日から 14 日以内に市長に提出するものとする。
 - ・ 自動車改造計画（実績）書（別記様式 5）
 - ・ 自動車検査証の写し
 - ・ 領収書又は請求書の写し

③ 障がい者スポーツ事業

1 目的

障がい者がスポーツを通じて心身の維持強化と積極的な社会参加の意識高揚を図り、本市障がい者の自立・共生に資するとともに、障がい者スポーツの普及・振興を目的とするスポーツ振興事業の実施にあたり、その企画及び運営を行う。

2 事業内容

福島県障がい者総合体育大会、福島県障がい者ゲートボール大会への参加、及び身体障害者福祉協会喜多方支部スポーツ教室を開催する。

3 事業委託機関

市内に所在する福祉団体等

4 委託料

実施団体における委託料の額は、年間9万4千円とする。

④ 点字・声の広報等発行事業

1 目的

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳その他障がい者にわかりやすい方法により、市の広報、視覚障害者等障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他障がい者が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に提供する。

2 事業内容

随時、点字・声の広報等発行を行う。

3 事業委託機関

市内に所在する福祉団体等

4 委託料

実施団体における委託料の額は、年間9万円とする。

⑤ 点字講習会事業

1 目的

市民相互のコミュニケーションの円滑化と推進及び視覚障害者の福祉に理解と熱意のある人に対し、点字を中心としたコミュニケーションに必要な技術等の習得の機会をつくり、もって視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業内容

随時、講習会を開催し、必要な技術等の習得の機会をつくる。

3 事業委託機関

市内に所在する福祉団体等

4 委託料

実施団体における委託料の額は、年間9万円とする。

⑥ 手話講習会事業

1 目的

市民相互のコミュニケーションの円滑化と推進及び聴覚障害者等（聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者を含む。以下同じ。）の福祉に理解と熱意のある人に対し、手話を中心としたコミュニケーションに必要な技術等の習得の機会をつくり、もって視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業内容

随時、講習会を開催し、必要な技術等の習得の機会をつくる。

3 事業委託機関

市内に所在する福祉団体等

4 委託料

実施団体における委託料の額は、年間10万円とする。

⑦ 理解促進研修・啓発事業

市民に対する障がい者等に対する理解を深めるための研修及び啓発事業

⑧ 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、市民等による地域における自発的な取組みを支援する事業

訪問入浴サービス事業

1 事業の目的

家庭における重度身体障がい者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がい者の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

2 対象者

在宅の重度身体障がい者等で他の施策を利用しての入浴が困難であり、かつ、医師が入浴を適当と認めた者であって、訪問入浴サービス利用が適当と市長が認めた者とする。

ただし、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による訪問入浴介護を利用できる者を除く。

3 事業内容

対象者の自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うものとする。

ただし、入浴の回数は、原則として週 1 回を限度とする。

4 医師の意見書の提出

訪問入浴を希望するときは、利用の申請時に医師の訪問入浴適否意見書（別記様式 6）を添えて市長に提出しなければならない。

5 事業委託機関

市長は、この事業を介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する訪問入浴介護の指定居宅サービス事業所に委託して実施するものとする。

6 委託先の人員配置並びに設備基準

この事業の人員配置並びに設備基準については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に準ずるものとする。

7 利用の契約

委託事業者は、サービスの開始に際し、あらかじめ利用者等に対し、当該利用者のサービス等の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

8 委託料

実施団体における委託料の額は、事業実施 1 回につき 12,500 円とする。

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じること。